法人住民税_帳票要件_実現性評価WT資料

利用区分 内/外	No.	帳票名称	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	通常版	限定機能版（仮称）	用紙（外部帳票）	用紙サイズ（外部帳票）	代替可否（内部帳票）	備考	要件の考え方・理由	帳票要件　実現性評価WT　事務局作業結果及び2.0版に向けた修正方針 【実現性評価】事業者からの回答集約	【APPLICからの疑義事項】その他の検討すべき情報	【検討分類】	【帳票要件2.0版に向けた修正方針】	WT構成員意見欄 ※ご意見・疑義事項等がある場合にはこちらの列にてご記入ください。
外部	1	営業証明書	法人台帳の登録内容を証明するもの。入札関係の添付書類や営業車両の車庫証明などに活用されている。		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4横	―		一定数の地方団体において、主に車庫証明の申請用途などで利用されているものであり、本店だけでなく支店の登録情報も出力できることが必要であることから、出力内容は法人基本情報の本・支店としている。	②現状の対応状況…７社未対応 一部の出力項目に未対応３社 ・代表者氏名 ・事業種目 ・公印の注釈 ・備考欄 標準仕様に準拠するレイアウトへの変更が必要４社 （うち１社は出力項目未対応の事業者含む）		報告	現時点で未対応の事業者についても2025年までの実装は対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとする。	
外部	2	更正決定通知書	地方税法に基づき、更正・決定があった場合に、法人に対して更正・決定の内容を通知するもの。		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	―		出力項目については、更正・決定の内容を詳細に説明できる帳票を求める意見と視認性を確保すべきとする意見があったが、通知対象が法人であることもあり、説明責任の観点からはより詳細な内容を通知する方が望ましいと考え、「各種控除」と丸めて出力するのではなく、控除額の詳細を出力することとしている。また、差引法人税割額と納付すべき法人税割額（更正増減額）の繋がりを明確にするために「租税条約の実施に係る法人税割額の控除額」を出力することとしている。 文書番号については、各地方団体により運用が様々であることから、実装してもしなくても良い印字項目としている。 また、レイアウトは、更正決定前後（２列）、更正決定前後及び差引額（３列）で表示する２パターンが考えられるが、課税標準額や各種控除額の増減よりも、納付税額又は還付税額を的確にするため、法人税の更正決定通知書の様式同様に２列表記を採用した。 また、更正事由については、その根拠条文を選択式で出力できることとするが、選択項目だけで対応し切れない場合を想定して、自由入力項目を設けることとした。更正決定理由となる根拠条文は、地方税法第321条の11第１項から第３項（更正・決定・再更正）のみであるため、選択式としても煩雑ではなく、業務効率性を確保できることから選択式を採用した。	②現状の対応状況…９社未対応 一部の出力項目に未対応５社 ・区分の内訳　等 （実装してもしなくても良い項目） ・文書番号 ・代表者氏名 ・法人番号 ・更正決定理由の選択、更正決定理由の詳細の入力ができるが、条文を直接選択できるわけではない。 ・納税義務者名：所在地 ・納税義務者名：法人名 ・法人番号 ・更正・決定事由（詳細入力） （以下、更正・決定前後とも） ・市町村民税の特定寄附金税額控除額 ・外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 ・外国の法人税等の額の控除額 ・仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ・租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ・合計税額 ・申告区分 ・均等割月数 ・教示文 ・問合せ先 標準仕様に準拠する諸元表・レイアウトへの変更が必要５社 （うち１社は出力項目未対応の事業者含む）		報告	現時点で未対応の事業者についても2025年までの実装は対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとする。	
内部	3	更正決定決議書	地方税法に基づき、更正・決定を行う場合に、内部で更正・決定の内容を決議するもの。		実装すべき	実装すべき	―	―	代替不可		-					
外部	4	減免決定通知書	各地方団体で定める法人住民税の減免に関して、法人に対して減免内容を通知する通知書。		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	―		各地方団体の条例で定める減免理由について、通知書に出力する地方団体があるため、減免理由を選択して出力できることとした。 また、減免申請の内容どおりに決定しない場合も考慮して、教示文を必須としている。	②現状の対応状況…８社未対応 一部の出力項目に未対応４社 ・減免申請日 ・減免額関連　等 （実装してもしなくても良い項目） ・文書番号 ・カスタマーバーコード ・減免前の均等割額 ・減免後の均等割額 ・減免申請日 ・法人番号 ・減免理由 標準仕様に準拠する諸元表・レイアウトへの変更が必要５社 （うち１社は出力項目未対応の事業者含む）	APPLIC疑義事項No.31 『現在、レイアウトや諸元表には法人税割額の項目がありませんが、法人税割額の減免も発生することがあると認識しています。また、中間標準レイアウトにおいても「法人税割減免額」項目があります が、法人税割額の減免が発生した場合、現在の標準仕様において、どのような運用を想定されているかご教授いただければ幸いです。』	検討	現時点で未対応の事業者についても2025年までの実装は対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとする。 **【確認事項】** APPLIC疑義事項No.31について、大半の団体では均等割のみが減免対象になっており、帳票上に「法人税割」が入っていることが誤解を招く可能性があることから均等割に絞って定義しておりました。 ただし、法人税割を減免することが法律上可能であるため、事業者からのご意見も踏まえて、帳票印字項目及び帳票レイアウトを修正しました。 別シート（【改案】No.4_減免決定通知書_帳票印字項目、【改案】No.4_減免決定通知書_レイアウト）ご確認いただき、ご意見・疑義事項等がございましたらご教示ください。	
内部	5	減免決議書	各地方団体で定める法人住民税の減免に関して、内部で減免内容を決議するもの。		実装すべき	実装すべき	―	―	代替不可		-	②現状の対応状況…６社未対応 「現行自治体で要望が無いため未対応」１社 「更正決定調査書で代用していただいているため未実装」１社 「減免決定通知書と同等の項目を持つ必要があるため、減免決定通知書にあわせて要改修」２社 一部の出力項目に未対応１社 理由未記載１社		報告	現時点で未対応の事業者についても2025年までの実装は対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとする。	
内部	6	減免決議法人一覧	減免決議登録を行った法人の一覧。 法人管理番号、法人名、減免額などを出力。	・減免年月	実装すべき	実装すべき	―	―	EUCで代替可		-	②現状の対応状況…６社未対応 帳票要件に未対応(現状では出力していない)３社 一部の出力項目に未対応２社 ・減免年月（うち１社は更正決定通知一覧に含めて出力） 理由未記載１社 ③2025年までの実装 製品I「EUC等で対応可能で、仕様が明確になれば今後対応するか検討する。」	Github　No.254 『出力条件の「減免年月」はどの期間を想定されていますでしょうか。（減免決定通知書に印字している通知日、減免登録した日、減免申請日など） 運用を考慮すると、減免決定通知の通知日で一覧出力し、決議後に一覧の対象について減免決定通知を作成する流れになりますので、減免登録時の通知日を想定しております。』	報告	現時点で未対応の事業者についても2025年までの実装は対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとします。 但し、N列の意見を踏まえて、以下のとおり用語を変更する。 【主な出力条件】 旧：減免年月 **新：減免決定の通知日**	
外部	7	みなす予定通知書	予定申告が期限内に提出されない場合に、申告があったものとみなす旨を納税義務者に通知する通知書。		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	A4縦	―		みなす予定通知は法令上義務付けられたものではないが、納付慫慂、納付交渉を円滑に行う目的などで通知している地方団体が一定数あることから、実装してもしなくても良い機能としている。 また、みなす予定通知は行政処分に当たらないことから、教示文は不要とした。	実装してもしなくても良い帳票のため、事業者は未回答。		報告	実装してもしなくても良い帳票として変更なし。	
内部	8	みなす予定決議書	予定申告が期限内に提出されない場合に、申告があったものとみなす内容を内部で決裁するための決議書。		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	―	―	代替不可		-	実装してもしなくても良い帳票のため、事業者は未回答。		報告	実装してもしなくても良い帳票として変更なし。	
外部	9	予定申告書（納付書一体型）	予定申告書と納付書が一体型になった申告様式を出力。印字項目は、「9-2_帳票印字項目・諸元表_法人住民税」の各申告書及び納付書の表示項目に加えて、窓あき封筒に対応した以下を出力する。 ・送付先住所（郵便番号）、送付先住所（所在地）、送付先法人名称及びカスタマーバーコード		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	専用紙（複写式）	不定形	―		紙の申告書の送付は、行政サービスの一環として行われるものであり、電子申告の普及が進むにつれてその必要性が低下していくものと考えられる。 そのため、事務コストをなるべく軽減する目的で、汎用紙による出力を実装すべき帳票として、複写式・専用紙が必要とされる「納付書一体型申告書」を実装してもしなくても良い機能としている。 また、納付書一体型ではない申告書用紙についても、OCR用のデザイン用紙、複写式などの専用紙は実装してもしなくても良い機能としている。 その他の申告書も同様の考え方で定義している。	実装してもしなくても良い帳票のため、事業者は未回答。		報告	実装してもしなくても良い帳票として変更なし。	
外部	10	予定申告書（汎用紙）	予定申告書の申告様式を出力（汎用紙による出力）。		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	―	帳票レイアウトは省令様式に準拠する。	-	②現状の対応状況…６社未対応 帳票要件に未対応(現状では出力していない)１社 一部の出力項目に未対応２社 ・整理番号 標準仕様に準拠する諸元表・レイアウトへの変更が必要２社 理由未記載１社		報告	現時点で未対応の事業者についても2025年までの実装は対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとする。	
外部	11	予定申告書（専用紙）	予定申告書の申告様式を出力（専用紙による出力）。		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	専用紙（複写式）	不定形	―		-	実装してもしなくても良い帳票のため、事業者は未回答。		報告	実装してもしなくても良い帳票として変更なし。	
外部	12	中間申告書（納付書一体型）	中間申告書と納付書が一体型になった申告様式を出力。印字項目は、「9-2_帳票印字項目・諸元表_法人住民税」の各申告書及び納付書の表示項目に加えて、窓あき封筒に対応した以下を出力する。 ・送付先住所（郵便番号）、送付先住所（所在地）、送付先法人名称及びカスタマーバーコード		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	専用紙（複写式）	不定形	―		-	実装してもしなくても良い帳票のため、事業者は未回答。		報告	実装してもしなくても良い帳票として変更なし。	
外部	13	中間申告書（汎用紙）	中間申告書の申告様式を出力（汎用紙による出力）。		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	汎用紙	A4縦	―	帳票レイアウトは省令様式に準拠する。	-	実装してもしなくても良い帳票のため、事業者は未回答。		報告	実装してもしなくても良い帳票として変更なし。	
外部	14	中間申告書（専用紙）	中間申告書の申告様式を出力（専用紙による出力）。		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	専用紙（複写式）	不定形	―		-	実装してもしなくても良い帳票のため、事業者は未回答。		報告	実装してもしなくても良い帳票として変更なし。	
外部	15	確定申告書（納付書一体型）	確定申告書と納付書が一体型になった申告様式を出力。印字項目は、「9-2_帳票印字項目・諸元表_法人住民税」の各申告書及び納付書の表示項目に加えて、窓あき封筒に対応した以下を出力する。 ・送付先住所（郵便番号）、送付先住所（所在地）、送付先法人名称及びカスタマーバーコード		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	専用紙（複写式）	不定形	―		-	実装してもしなくても良い帳票のため、事業者は未回答。		報告	実装してもしなくても良い帳票として変更なし。	
外部	16	確定申告書（汎用紙）	確定申告書の申告様式を出力（汎用紙による出力）。		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	―	帳票レイアウトは省令様式に準拠する。	第20号様式の申告書は必須であるが、添付書類（課税標準の分割に関する明細書など）や税率表などの申告手引きに該当するような資料はプレ印字した共通的な様式で足りることから、法人住民税システムでの出力は必須ではないとして定義していない。	②現状の対応状況…６社未対応 帳票要件に未対応(現状では出力していない)１社 一部の出力項目に未対応２社 ・整理番号 標準仕様に準拠する諸元表・レイアウトへの変更が必要２社 理由未記載１社		報告	現時点で未対応の事業者についても2025年までの実装は対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとする。	
外部	17	確定申告書（専用紙）	確定申告書の申告様式を出力（専用紙による出力）。		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	専用紙（複写式）	不定形	―		-	実装してもしなくても良い帳票のため、事業者は未回答。		報告	実装してもしなくても良い帳票として変更なし。	
外部	18	均等割申告書（納付書一体型）	均等割申告書と納付書が一体型になった申告様式を出力。印字項目は、「9-2_帳票印字項目・諸元表_法人住民税」の各申告書及び納付書の表示項目に加えて、窓あき封筒に対応した以下を出力する。 ・送付先住所（郵便番号）、送付先住所（所在地）、送付先法人名称及びカスタマーバーコード		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	専用紙（複写式）	不定形	―		-	実装してもしなくても良い帳票のため、事業者は未回答。		報告	実装してもしなくても良い帳票として変更なし。	
外部	19	均等割申告書（汎用紙）	均等割申告書の申告様式を出力（汎用紙による出力）。		実装すべき	実装すべき	汎用紙	A4縦	―	帳票レイアウトは省令様式に準拠する。	-	②現状の対応状況…７社未対応 帳票要件に未対応(現状では出力していない)３社 一部の出力項目に未対応２社 ・整理番号 ・前年４月１日から３月31日までの間に市町村に事務所又は事業所を有していた期間 標準仕様に準拠する諸元表への変更が必要１社 理由未記載１社		報告	現時点で未対応の事業者についても2025年までの実装は対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとする。	
外部	20	均等割申告書（専用紙）	均等割申告書の申告様式を出力（専用紙による出力）。		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	専用紙（複写式）	不定形	―		-	実装してもしなくても良い帳票のため、事業者は未回答。		報告	実装してもしなくても良い帳票として変更なし。	

処理区分 内外	No.	帳票名称	帳票概要（根拠条例等）	主な出力条件	金額欄	日本語表記（2024）	2025（令和7年度）	用紙サイズ（2024現在）	用紙サイズ（2025現在）	様式	別かの有無等・現状	帳票要件・実現性評価F、事務取作業経費及び2・3回に向けた修正方針				貴庁の考え方・回答
												【実現性評価】 事業者からの回答事例	【APIからの提案事項】 その他の検討すべき情報	【検討分類】	【帳票要件2・3回に向けた修正方針】	※ご見解・対案事項等がある場合にはこちらの列にご記入ください。
外部	21	清算予納申告書（納付書一体型）	清算予納申告書と納付書が一体型になった申告様式を出力。印字項目は、「ケノ 概算印字項目・禁止系、法人住民税」の各申告書及び納付書の各項目に加えて、官庁名が既に印刷されたものを出力する。 ・法付与情報（関係番号）、送付先住所（郵便番号）、送付先法人名等及びエルタスターバーコード	実施してもしなくても良い	実施してもしなくても良い	長用紙（帳票式）	不定形	—	帳票レイアウトは各特成に準拠する。			実施してもしなくても良い帳票のため、事業者は実施不。		廃止	実施してもしなくても良い帳票として変更なし。	
外部	22	清算予納申告書（汎用紙）	清算予納申告書の申告様式を出力（汎用紙による出力）。		実施してもしなくても良い	実施してもしなくても良い	汎用紙	A4縦	—	帳票レイアウトは各特成に準拠する。			実施してもしなくても良い帳票のため、事業者は実施不。		廃止	実施してもしなくても良い帳票として変更なし。	
外部	23	清算予納申告書（専用紙）	清算予納申告書の申告様式を出力（専用紙による出力）。		実施してもしなくても良い	実施してもしなくても良い	専用紙（帳票式）	不定形	—				実施してもしなくても良い帳票のため、事業者は実施不。		廃止	実施してもしなくても良い帳票として変更なし。	
外部	24	納付書（汎用紙）	納付書様式を出力（A4、3面の汎用紙）。	実施すべき	実施すべき	汎用紙	A4横	—	帳票レイアウトは各特成に準拠する。		市役所のパーテーションで区切られた窓口（運用されている）納付書に対応するため、納付書の様一のレイアウトの手数料手数料コンビニ、用紙・切取りスペックとする。なお、A3用紙は（DX用デザイン用紙（帳票式）のみ）実装すべき帳票として実施し、ドットインパクトプリンタ向け連続用紙で対応しているとしたい。 【通常の検定すべき用紙種類】 ① 用紙サイズ A4（3面のようにJ3 汎用紙 ② 用紙サイズ B3（3面のようにJ3 汎用紙 ③ 用紙サイズ A4 納付書部分以外の全国共通様式用紙（市の形式に合無機関などを設定文字列で出力） ④ OCR用紙（フォームなし）3面 3枚面 ⑤ OCR用紙（フォームなし）2面 2枚面 ⑥ OCR用紙（フォームなし）2面 横型 ⑦ 帳票様式ではなく、独自様式を使用（全ICDS対応分） ⑧ 帳票様式ではなく、マルチベイメントキットプリンタ連携帳票を使用	2024現在の対応状況→①②未対応 帳票要件に未対応（現状では出力していない）3社 →既の出力要件に未対応：1社 ・管理番号 ・前年度4月1日から翌31日までの間に市町村に事務所又は事業所を有していた期間 標準仕様に表記する題次表・レイアウトの変更が必要2社 現後未記載：1社		廃止	現時点で未対応の事業者については2025年までの実装は対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとする。	
外部	25	納付書（専用紙・個写なし）	納付書様式を出力（OCR対応専用紙・個写なし）。		実施すべき	実施すべき	専用紙	不定形	—			2024現在の対応状況→①②未対応 帳票要件に未対応（現状では出力していない）2社 →既の出力要件に未対応：1社 標準仕様に表記する題次表・レイアウトの変更が必要2社 現後未記載：1社		廃止	現時点で未対応の事業者については2025年までの実装は対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとする。	
外部	26	納付書（専用紙・個写あり）	納付書様式を出力（OCR対応専用紙・個写用紙）。	実施してもしなくても良い	実施してもしなくても良い	専用紙（帳票式）	不定形	—				実施してもしなくても良い帳票のため、事業者は実施不。		廃止	実施してもしなくても良い帳票として変更なし。	
外部	27	申告書送付案内（法人送付）	申告書・納付書を送付する際の案内文書。	・申告書・納付書の出力条件と同一	実施すべき	実施すべき	汎用紙	A4縦	—		各地方団体では、申告書発送の際に様々な同封物を作成して対入している。この同封物には、納付書類や相談情報などを記載しており、納付書へのQR手数料を最初の法人住民税システムから出力の自治体同封にお送信しいる事をなど運用は様々で多々。申告書や納付書の用紙サイズが作られやすいデザイン用紙であるため、納付書一体型申告書発送対応が申告書に印字されるものが多かりどこ。 ・法人住民税システムの納付書様式は、A4サイズ3面の様式であるため、納付書一体型申告書発送対応が申告書に印字されるものが多かりどこ。 ・納付書様式は、現状用紙の中央部分のみとなり最低でも約2分の1以上の用紙が余ることで、運用上第一の対象法人住民税システムから出力する印字項目をシンプルなものとする傾向が、申告書納付期限を出力されるとも。 ・申告書納付期限を表示の必要が明記中申告期限は長用紙を出力すべきなどの要素もあったが、法人住民税システムから出力する印字項目をシンプルなものとする傾向が、申告書納付期限を出力されるとも。 なお、自治体用として申告用紙を定理し、自治体運用に適当国が制自治体を定型入力したら公明はしていないため、申告用分別、あるいは電子申告書用の案内文については、別紙定義とする。本要件で対応することとした。	2024現在の対応状況→①②未対応 帳票要件に未対応（現状では出力していない）1社 →既の出力要件に未対応2社 ・文書番号 ・法人番号 ・納税義務者名（法人名 ・納税義務者・所在地 ・申告区分 （以下、予定申告の場合） ・予定申告税額 ・既に納付の確定した各期分の法人税額 ・納付すべき法人税額 ・「前事業年度又は直近確定事業年度の法人税額の明細情報 ・第2号：中間 ・第3号：確定 ・申告情報（予定申告の場合）　等 ・申告情報（中間申告、確定申告の場合）　等 標準仕様に表記する題次表・レイアウトの変更が必要5社 うち1社は出力運用未対応の非事業者など 現後未記載：1社		廃止	現時点で未対応の事業者については2025年までの実装は対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとする。	
外部	28	申告書送付案内（指定士送付）	申告書・納付書を送付する際の案内文書。原型が対面に対応する。 現在指定士とのこれ対する。	・指定士別の申告書・納付書の出力条件と同一	実施してもしなくても良い	実施してもしなくても良い	汎用紙	A4縦	—			2024現在の対応状況→①②未対応 帳票要件に未対応（現状では出力していない）1社 →既の出力要件に未対応2社 ・文書番号 ・法人番号 ・納税義務者名（法人名 ・納税義務者・所在地 ・申告区分 （以下、予定申告の場合） ・予定申告税額 ・既に納付の確定した各期分の法人税額 ・納付すべき法人税額 ・「前事業年度又は直近確定事業年度の法人税額の明細情報 ・第2号：中間 ・第3号：確定 ・申告情報（予定申告の場合）　等 ・申告情報（中間申告、確定申告の場合）　等 標準仕様に表記する題次表・レイアウトの変更が必要5社 うち1社は出力運用未対応の非事業者など 現後未記載：1社		廃止	現時点で未対応の事業者については2025年までの実装は対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとする。	
内部	29	申告書作成法人一覧	・指定した決算月で申告期限のある法人の一覧。 ・申告納付期限が未出法人については、年度年度、月毎毎、通付先住所、申告書・納付書送付期日、電子申告書作成日を表示する。 ・申告書・納付書送付期日、電子申告書作成日の有無、法人基本情報の最新更新日分、対面対応は不可は下表。 ・申告区分（予定、申告書発送対象、納付書発送対象の申告）を出力する。 ・表示順は、申告書・納付書の出力順で表示。	決算期 ・申告区分 ・送付先（指定士/申告書・納付書/納付書のみ/送付なし） ・電子申告有無（リストより可能である場合は送付なし） ・分類区分	実施すべき	実施すべき	—	—	CSVで代替可		最終の設定を表示することで、当該法人への申告書出力要否などの最初が行える。	2024現在の対応状況→①②未対応 →既の出力要件に未対応2社 ・決算期（＝うち1社は指定月日を用いており、毎年月定は決算期で実施している） ・送付先区分（指定士/申告書・納付書/納付書のみ/送付なし） ・法人番号 ・法人基本情報の最新更新区分 ・電子申告有無の有無不可。 2025年までの実装 制点C「ム・電子申告有無のように、こちらもリストとして申告書や納付書がそれぞれ作成対象となっているかを明知できるのであれば、出力条件として必須ではないと考えます。」	APPLICO提案事項No. 24 「『出力条件に送付区分があります が、こちらに関しても電子申告有無のように、リストとして申告書や納付書がそれぞれ作成対象となっているかを明知できるのであれば、出力条件として必須ではないと考えています。 ・・・

利用区分	No.	帳票名称	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	通常版	限定機能版（仮称）	用紙（外部帳票）	用紙サイズ（外部帳票）	代替可否（内部帳票）	備考	要件の考え方・理由	帳票要件　実現性評価WT　事務局作業結果及び2.0版に向けた修正方針				WT構成員意見欄
内/外												【実現性評価】 事業者からの回答集約	【APPLICからの疑義事項】 その他の検討すべき情報	【検討分類】	【帳票要件2.0版に向けた修正方針】	※ご意見・疑義事項等がある場合にはこちらの列にてご記入ください。
内部	40	課税状況調（第1表_納税義務等に関する調）	課税状況調第1表（市町村民税等の納税義務者等に関する調）。		実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可	データ媒体による出力又はエクセルへの転記機能でも可。	課税状況調の本表は、都道府県への提出をデータで行うことや、提出様式に改訂があった場合に法人住民税システム上で帳票改修を行う時間的な制約があることを考慮して、集計データの出力による対応を可能としている。			報告	**【別紙の補足資料参照】** **弊社と電子化室様で調整中のため以下は現時点の案文** 標準仕様書第1.0版の改訂において、以下の要件を追加することを検討中です。 「（５）都道府県への報告等に係る要件 本仕様書においては、~~税務システム等標準化検討会において統一できかつ必要性が認められた統計については定義している。~~「地方交付税に関する調」や「市町村の課税状況に関する調」、「固定資産の価格等の概要調書」など、国の行政機関や都道府県が行う調査・報告に係る各種機能や帳票については、標準化の対象外とする。~~定義されていない都道府県に対する独自の報告等は標準化の対象外とし、~~この場合、パッケージシステムの機能や帳票として提供することが可能であるほか、パッケージシステムで提供されない場合は、外付けツール等（EUCを含む。）により対応することを想定している。」 これに伴い、以下の類の帳票は標準化の対象外との整理になります。 ①市町村の課税状況に関する調 ②固定資産の価格等の概要調書 ③地方交付税に関する調 ④個人住民税調定額報告書 したがって、左記の帳票要件は標準仕様書から削除といたします。	
内部	41	【第１表補助資料】 課税状況調（第1表_納税義務等に関する調）均等割ランク別法人税割額一覧	課税状況調第1表（市町村民税等の納税義務者等に関する調）。 均等割ランク別の法人税割額一覧。		実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可		-	右記の対応方針のため省略。		報告	帳票要件No.40と同旨。 標準仕様書から削除といたします。	
内部	42	【第１表補助資料】 課税状況調（第1表_納期限別納税義務者数）	申告書の提出期限別納税義務者数。		実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可		-	右記の対応方針のため省略。		報告	帳票要件No.40と同旨。 標準仕様書から削除といたします。	
内部	43	【第１表補助資料】 課税状況調（第1表_均等割異動状況）	課税状況調第1表（均等割異動状況）。 法人均等割納税義務者調（その他）法人均等割納税義務者の異動状況明細。 均等割ランク別の法人増減。		実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可		-	右記の対応方針のため省略。		報告	帳票要件No.40と同旨。 標準仕様書から削除といたします。	
内部	44	【第１表補助資料】 課税状況調（第1表_均等割異動一覧）	課税状況調第1表の内訳書（前年度及び当年度における均等割号数の法人別の異動内容を示すリスト）。		実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可		-	右記の対応方針のため省略。		報告	帳票要件No.40と同旨。 標準仕様書から削除といたします。	
内部	45	課税状況調（第32表_法人税割に関する調）	課税状況調第32表。		実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可	データ媒体による出力、又はエクセルへの転記機能でも可。	-	右記の対応方針のため省略。		報告	帳票要件No.40と同旨。 標準仕様書から削除といたします。	
内部	46	【第32表補助資料】 課税状況調（第32表_法人税割に関する調_明細）	課税状況調第32表（法人別の外国税額控除・仮装経理などを含む法人税割の明細表）。 法人一覧。		実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可		-	右記の対応方針のため省略。		報告	帳票要件No.40と同旨。 標準仕様書から削除といたします。	
内部	47	課税状況調（第48表_法人均等割に関する調）	課税状況調（第48表_法人均等割に関する調）。		実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可	データ媒体による出力、又はエクセルへの転記機能でも可。	-	右記の対応方針のため省略。		報告	帳票要件No.40と同旨。 標準仕様書から削除といたします。	
内部	48	法人均等割に関する調	法人・事業年度別の均等割に関する一覧（課税標準調第48表の法人・申告別の明細）。		実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可		-	右記の対応方針のため省略。		報告	帳票要件No.40と同旨。 標準仕様書から削除といたします。	
内部	49	課税状況調（第49表_法人税割の分割法人に関する調）	課税状況調（第49表_法人税割の分割法人に関する調）。		実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可	データ媒体による出力、又はエクセルへの転記機能でも可。	-	右記の対応方針のため省略。		報告	帳票要件No.40と同旨。 標準仕様書から削除といたします。	
内部	50	【第49表補助資料】 課税状況調（第49表_法人税割の分割法人に関する調）【現年度分明細】	課税状況調第49表添付の現年度分の明細。 法人番号、法人名、法人税割額、課税標準額		実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可		-	右記の対応方針のため省略。		報告	帳票要件No.40と同旨。 標準仕様書から削除といたします。	
内部	51	【第49表補助資料】 課税状況調（第49表_法人税割の分割法人に関する調）【過年度分明細】	課税状況調第49表添付の過年度分の明細 法人番号、法人名、対象年度、法人税割額などを出力。		実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可		-	右記の対応方針のため省略。		報告	帳票要件No.40と同旨。 標準仕様書から削除といたします。	
内部	52	交付税資料第1表（法人税割に関する調）	交付税資料第1表（法人税割に関する調）。		実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可		交付税資料の統一様式については、都道府県に提出可能な様式での出力を必須としている。 また、出力内容も普通交付税に関する省令に沿ったものとする。	右記の対応方針のため省略。		報告	帳票要件No.40と同旨。 標準仕様書から削除といたします。	
内部	53	【補助資料】 交付税資料第1表（法人税割の調定額等に関する調）内訳表様式１	地方交付税資料「法人税割に関する額」の現年・過年別の調定額明細。		実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可		-	右記の対応方針のため省略。		報告	帳票要件No.40と同旨。 標準仕様書から削除といたします。	
内部	54	【補助資料】 交付税資料第1表（法人税割に関する調）増減理由に関する調	地方交付税資料第1表分明細。 市町村民税の法人税割調定額の増減理由に関する調。		実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可		交付税資料の統一様式については、都道府県に提出可能な様式での出力を必須としている。 また、出力内容も普通交付税に関する省令に沿ったものとする。	右記の対応方針のため省略。		報告	帳票要件No.40と同旨。 標準仕様書から削除といたします。	
内部	55	交付税資料（法人税割に関する調：歳出還付額）	地方交付税資料「法人税割に関する額」の現年・過年の歳出還付額別明細。		実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可		-	右記の対応方針のため省略。		報告	帳票要件No.40と同旨。 標準仕様書から削除といたします。	
内部	56	交付税資料（法人税割に関する調：歳出還付額一覧表）	歳出還付の発生した法人・金額の一覧表。		実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可		-	右記の対応方針のため省略。		報告	帳票要件No.40と同旨。 標準仕様書から削除といたします。	
内部	57	交付税資料（法人税割に関する調：外国税額控除一覧表）	交付税資料（法人税割に関する調：外国税額控除一覧表）。		実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可		-	右記の対応方針のため省略。		報告	帳票要件No.40と同旨。 標準仕様書から削除といたします。	
内部	58	月別控除明細表（外税・仮装経理）	月別累計の標準・超過税率別の控除額の法人・事業年度別の明細書（仮装経理控除／外国関係会社等に係る税額控除／外国税額控除／寄附金控除／租税条約控除）。 前回分、今回分が出力できる。	・調定年度（報告期間分を全て） ・調定年月（月別単位）	実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可	※抽出条件について、当該資料は交付税資料として用いるため、例年の報告期間に対応する年間分が出力できることを意図する。	主に地方交付税の算定時の確認・根拠資料としての用途を想定する。 超過税率相当額の計算が必要なことから、EUCによる対応は不可としている。	右記の対応方針のため省略。		報告	帳票要件No.40と同旨。 標準仕様書から削除といたします。	
内部	59	月別控除集計表（外税・仮装経理）	月別累計の標準・超過税率別の控除額の集計表（仮装経理控除／外国関係会社等に係る税額控除／外国税額控除／寄附金控除／租税条約控除）。 前回分、今回分が出力できる。	・調定年度（報告期間分を全て） ・調定年月（月別単位）	実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可	※抽出条件について、当該資料は交付税資料として用いるため、例年の報告期間に対応する年間分が出力できることを意図する。	主に地方交付税の算定時の確認・根拠資料としての用途を想定する。 超過税率相当額の計算が必要なことから、EUCによる対応は不可としている。	右記の対応方針のため省略。		報告	帳票要件No.40と同旨。 標準仕様書から削除といたします。	
内部	60	業種別市町村税調（集計表）	業種別（大分類）の調定金額（法人税割・均等割・合計）・件数の集計表。	・調定年月範囲指定	実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可		各地方団体で統計や予算編成資料として活用することを想定している。 なお、出力は大分類としており、中分類以下のより柔軟な運用については各地方団体の分析用途によりさまざまであることから、EUC等での出力・集計でも対応可能とするため、その詳細までは定義していない。	②現状の対応状況…６社未対応 帳票要件に未対応(現状では出力していない)２社 一部の出力項目に未対応２社 理由未記載２社		報告	現時点で未対応の事業者についても2025年までの実装は対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとする。	
内部	61	税割調定増減上位リスト	法人別の前年度・現年度の調定額増減リスト。 増減が大きい法人別の決算期、前年度・現年度の法人税割調定額と増減額を一覧出力。	・課税年度 ・調定年月範囲指定	実装すべき	実装すべき	—	—	EUCで代替可		交付税資料の確認や、各地方団体での予算編成資料などでの活用を想定している。 リスト形式で出力したのちに様々に加工する可能性があることから、EUCによる対応を可能としている。		APPLIC疑義事項No.40 『考え方・理由にある通り、こちらはNo.54「交付税資料第1表（法人税割に関する調）増減理由に関する調」のような交付税資料に活用するものと想定しています。 ただ、各自治体の交付税資料の様式には上位リストに挙がった全ての法人を記載できるだけの欄はなく、いくつかの上位法人のみを記載する様式が多いように思います。 そのため、No.62と同じように、出力件数として上位何位までを出力するかの条件が必要ではないでしょうか？』	検討	APPLICからのご指摘を踏まえて、以下の出力条件を追加したく思います。 ・出力件数（上位〇〇法人）※任意入力項目 **【確認事項】** 帳票要件No.40に記載のとおり、交付税に係る資料であれば、標準化の対象外として仕様書からは削除します。本帳票を、交付税算定以外の用途で使用されている構成員におかれては、その用途をご教示ください。	
内部	62	高額納税者リスト	調定額の上位法人リスト。 法人名／法人税割／均等割／合計（法人税割・均等割）調定額などを出力。	・調定年度 ・調定年月範囲 ・決算期別 ・法人税割額　（〇〇円以上）※任意入力項目 ・合計（法人税割・均等割）調定額（〇〇円以上）※任意入力項目 ・出力件数（上位〇〇法人）　※任意入力項目	実装すべき	実装すべき	—	—	EUCで代替可		交付税資料の確認や、各地方団体での予算編成資料などでの活用を想定している。 リスト形式で出力したのちに様々に加工する可能性があることから、EUCによる対応を可能としている。	②現状の対応状況…５社未対応 帳票要件に未対応(現状では出力していない)１社 一部の出力条件に未対応２社 ・調定年月範囲 ・決算期別 ・法人税割額　（〇〇円以上） ・合計（法人税割・均等割）調定額（〇〇円以上） ・出力件数（上位〇〇法人） 一部の出力項目に未対応１社 ・均等割額 理由未記載１社	APPLIC疑義事項No.41 『交付税資料に活用する想定と記載されておりますが、均等割額が出力項目に入っている必要はあるのでしょうか。 また、出力条件に上位法人がありますが、どの項目を基準にして上位法人を出力するのかを明確にしていただきたいです。 交付税資料に活用することが前提であるならば、法人税割額を基準とするのがよいのではないかと考えます。』	検討	本要件は交付税資料だけでなく予算編成などにも活用することを想定して均等割を入れているために、出力条件には法人税割、合計（法人税割・均等割）の両方を想定して定義した経緯がございます。 **【確認事項①】** 帳票要件No.40に記載のとおり、交付税に係る資料であれば、標準化の対象外として仕様書からは削除します。本帳票を、交付税算定以外の用途で使用されている構成員におかれては、その用途をご教示ください。 **【確認事項②】** 交付税資料以外の用途も含む場合、APPLICからのご意見も踏まえて、出力条件としてどの項目を基準とすべきか（その基準を定める必要性の有無も含む）についてご意見を頂戴したく思います。	
内部	63	月別調定集計表	月別、法人別の調定額及び集計額のリスト。 歳入・歳出還付額も確認可能。		実装すべき	実装すべき	—	—	代替不可		調定決議などの根拠資料として必須であると想定し定義している。	②現状の対応状況…５社未対応 帳票要件に未対応(現状では出力していない)２社 →２社とも法人別の集計でない。 一部の出力項目に未対応３社 ・歳入還付額（２社）	①APPLIC疑義事項No.42 （帳票要件No.64・65に対する意見） 『要件を確認したところ、No.63月別調定集計表の明細に近い内容と解釈しましたが、その認識でよいでしょうか。また明細という解釈で問題ないのであれば、No.63の出力条件はNo.64や65とそろえる必要はないでしょうか？』 ②No.260 『業務フロー2.2 調定処理内の帳票について確認です。 ①要件の考え方・理由の記載とおり、月別調定集計表は指定調定月の集計を表示し、決裁欄を設けた１枚物の決裁用の帳票という認識で誤りは無いでしょうか。 上記のとおりである場合、「月別、法人別の調定額及び集計額のリスト。」について「法人別」という文言がありますが、月の調定額の決裁を取るうえで法人別という要素は無いように感じます。「集計表」という帳票名と、法人別の表記が矛盾していると感じますので、どういった意図を持つものなのかご教示ください。』	報告	**【実現性評価】** 現時点で未対応の事業者についても2025年までの実装は対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとする。ただし、以下の出力条件は追加。 **【APPLIC疑義事項】** ①No.42 No.64・65と同様に、No.63の主な出力条件へ以下の記載を追加したく思います。 **・調定年度** ②No.260 御指摘の「法人別」については、以降で定める「内訳表」が該当するため本帳票の記載は修正します。 旧：月別、法人別の調定額及び集計額などを出力のリスト。歳入・歳出還付額も確認可能。 **新：月別の調定集計額などを出力。歳入・歳出還付額も確認可能。**	

利用区分	No.	帳票名称	帳票概要（帳票の用途）	主な出力条件	通常版	限定機能版（仮称）	用紙（外部帳票）	用紙サイズ（外部帳票）	代替可否（内部帳票）	備考	要件の考え方・理由	帳票要件　実現性評価WT　事務局作業結果及び2.0版に向けた修正方針				WT構成員意見欄
内/外												【実現性評価】 事業者からの回答集約	【APPLICからの疑義事項】 その他の検討すべき情報	【検討分類】	【帳票要件2.0版に向けた修正方針】	※ご意見・疑義事項等がある場合にはこちらの列にてご記入ください。
内部	64	月別調定額内訳表（法人申告別・現年度分）	指定調定年月の当該調定年度に該当する現年度課税分の月単位ごとの法人・申告区分・事業年度別の調定の内訳表。法人名、事業年度、申告区分、課税標準額、法人税割額、均等割額、調定額などを出力。	・調定年月	実装すべき	実装すべき	―	―	EUCで代替可		-	②現状の対応状況…６社未対応 帳票要件に未対応(現状では出力していない)３社 ・No.65と同一の帳票にまとめており、No.63の明細と解釈してcsvファイルで出力する対応を想定。 ・現年度・過年度別の集計のみ実施。 一部の出力項目に未対応３社 ・課税標準額 ③2025年までの実装 製品I「△…EUC等で対応可能で、仕様が明確になれば今後対応するか検討する。」	APPLIC疑義事項No.42 『要件を確認したところ、No.63月別調定集計表の明細に近い内容と解釈しましたが、その認識でよいでしょうか。また明細という解釈で問題ないのであれば、No.63の出力条件はNo.64や65とそろえる必要はないでしょうか？』	報告	現時点で未対応の事業者についても2025年までの実装は対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとする。	
内部	65	月別調定額内訳表（法人申告別・過年度分）	指定調定年月の当該調定年度に該当する過年度課税分の月単位ごとの法人・申告区分・事業年度別の調定の内訳表。法人名、事業年度、申告区分、課税標準額、法人税割額、均等割額、調定額などを出力。	・調定年月	実装すべき	実装すべき	―	―	EUCで代替可		-	②現状の対応状況…６社未対応 帳票要件に未対応(現状では出力していない)３社 ・No.65と同一の帳票にまとめており、No.63の明細と解釈してcsvファイルで出力する対応を想定。 ・現年度・過年度別の集計のみ実施。 一部の出力項目に未対応３社 ・課税標準額 ③2025年までの実装 製品I「△…EUC等で対応可能で、仕様が明確になれば今後対応するか検討する。」	APPLIC疑義事項No.42 『要件を確認したところ、No.63月別調定集計表の明細に近い内容と解釈しましたが、その認識でよいでしょうか。また明細という解釈で問題ないのであれば、No.63の出力条件はNo.64や65とそろえる必要はないでしょうか？』	報告	現時点で未対応の事業者についても2025年までの実装は対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとする。	
内部	66	還付（マイナス調定）一覧（法人別）	還付（マイナス調定）が発生した法人の一覧（年度別・月別）。	・調定年月	実装すべき	実装すべき	―	―	代替不可		-	②現状の対応状況…７社未対応 帳票要件に未対応(現状では出力していない)３社 一部の出力項目に未対応４社 ・月別で類似帳票は作成しているが、帳票概要に記載されている年度別には現状対応していない。 ・現状、歳出還付は確認できるが歳入還付は確認できない。	Github　No.261 『記載内の「年度別」という記載について、何を指しているのかが不明です。出力条件が調定年月になっておりますので、年度別の出力はできない認識です。』	報告	現時点で未対応の事業者についても2025年までの実装は対応可能として回答されています。 なお、N列を踏まえて、帳票概要の記載を以下のとおり見直します。 旧：還付（マイナス調定）が発生した法人の一覧（年度別・月別）。 **新：還付（マイナス調定）が発生した法人の一覧（調定年度別・月別）。**	
内部	67	月別調定額集計表（税率別）	指定年月の税率別の各申告や還付の集計表。 指定した調定月分と年度累計が表示される。	・調定年月	実装すべき	実装すべき	―	―	代替不可		交付税資料の確認や、各地方団体での予算編成資料などでの活用を想定している。 特に、超過税率など複数の税率がある場合に、税率別での対象法人・税収効果などを確認するために活用可能としている。					
内部	68	月別調定額一覧表（税率別）	指定年度の月別・税率別の調定集計月の一覧。 法人税割・均等割別の標準税率分・超過税率分・合計を表示。	・調定年度	実装すべき	実装すべき	―	―	EUCで代替可	※主に、交付税資料や予算調製の確認に使用。 ※税率別は不要。 ※法人税割と均等割を別帳票にすることも可。	交付税資料の確認や、各地方団体での予算編成資料などでの活用を想定している。 一つの帳票のN年4月～(N+1)年3月までの調定集計額を出力した帳票。	②現状の対応状況…７社未対応 帳票要件に未対応(現状では出力していない)３社 一部の出力項目に未対応２社 理由未記載２社（１社は③2025年までの実装に理由を記載） ③2025年までの実装 製品C「△…「税率別」と帳票名などに記載がありますが、備考に「税率別は不要」とあり、どのように解釈してよいのかがわかりません。」	実現性評価で寄せられた『税率別』に関する事業者からのご質問については、APPLICからの疑義事項（No.43）に対して以下のとおり回答済みです。 「一部事業者様にて、税率として「12.3%、12.6%、12.9%、13.2%」などのようにシステム内に登録し得る全ての法人税割税率の別に１枚の帳票で出力できる調定集計表を実装されていることを確認しております。 一方で、地方団体としては、「標準税率の合計」「超過税相当の合計」が知りたい情報であり、視認性や実用性から、その税率の内訳までは不要である点を確認したため、敢えて備考欄に記載しております。 意図が伝わりやすい記載となるよう検討させていただきます。」	報告	現時点で未対応の事業者についても2025年までの実装は対応可能として回答されています。 CY列を踏まえて帳票要件の記載を明確化するために、備考欄「※税率別は不要。」の記載を削除とします。	
内部	69	月別調定額集計表（月別集計表）	調定年月単位の調定集計。法人税割・均等割・合計額と件数を、現年度・過年度分・合計分で出力。 該当調定月、該当調定年度累計の調定額・調定件数を出力。	・調定年月	実装すべき	実装すべき	―	―	代替不可	現年度分・過年度分で帳票を分けることも可とする。その場合、合計分の出力は不要とする。	現年度と過年度を、１枚の帳票で項目出力できる場合と、それぞれを１枚の帳票で出力する場合があるが、そのいずれでも運用は可能であるとして、帳票の様式は限定しないこととした。					
内部	70	調定額異動集計表	現年分/過年分、法人税割/均等割の前月末までの累計、当月末累計、当月の増減額の集計表および前年度同月末の合計と増減額。	・調定年月	実装すべき	実装すべき	―	―	代替不可		調定の増減を確認し、各地方団体での予算編成や執行管理に活用することを想定している。 地方団体における需要が大きい帳票であるため、実装すべき帳票としている。	②現状の対応状況…７社未対応 帳票要件に未対応(現状では出力していない)３社 一部の出力項目に未対応２社 ・前年度同月末の合計と増減額 理由未記載２社 ③2025年までの実装 製品C「△…理由未記載」		報告	現時点で未対応の事業者についても2025年までの実装が概ね対応可能と見込まれているため、本要件は変更無しとする。	
内部	71	繰越控除対象一覧	仮装経理・租税条約に基づく繰越対象法人の一覧。 法人管理番号、法人名、事業年度、減額更正日、控除対象額、控除未済額、控除対象期間の終了年月日などを出力。		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	―	―	EUCで代替可		-	実装してもしなくても良い帳票のため、事業者は未回答。		報告	実装してもしなくても良い帳票として変更なし。	
内部	72	法人索引簿	法人の名称、法人区分、住所、現況（最新異動）、事業年度などが出力される一覧表。	・法人番号範囲 ・法人管理番号範囲 ・異動年月日範囲 ・法人区分 ・分割区分 ・業種区分 ・均等割ランク ・決算年月	実装すべき	実装すべき	―	―	EUCで代替可		各地方団体において、法人住民税システムに登録されている法人の様々な状態等を指定して出力し、調査や分析、業務処理の確認を行うことが想定される。これらの運用に対応するため、法人基本情報の出力に特化したEUC機能として本帳票を定義している。	②現状の対応状況…６社未対応 帳票要件に未対応(現状では出力していない)１社 一部の出力条件に未対応２社 ・法人番号範囲 ・異動年月日範囲 ・法人区分 ・分割区分 ・業種区分 ・均等割ランク ・決算年月 一部の出力項目に未対応３社 ・現況（最新異動） ・事業年度 理由未記載１社 ③2025年までの実装 製品C「△…法人番号範囲 どういうときに使用するのか運用が不明であり、要望もいただいたことがありません。」	APPLICからの疑義事項（No.44）でも同様のご意見を頂戴しています。 『法人番号の範囲指定について、どのようなときに使用するのか運用が分からない状況です。 法人番号は市町村で管理している法人によりますが連番になる可能性は低く、法人管理番号（もしくは宛名番号）でも十分に運用が可能と考えます。 仮に実装した場合、活用いただけるのかが疑問です。 要望もいただいたことがないため、削除もしくは実装してもしなくてもよい機能への変更のご検討をお願いいたします。』	報告	現時点で未対応の事業者についても2025年までの実装が概ね対応可能と見込まれているため、本要件は変更無しとする。 但し、法人番号の範囲指定機能については、事業者からのご意見を踏まえて削除とさせていただきたく思います。	
内部	73	法人台帳	法人基本情報の台帳情報を掲載。	・法人名称（単件出力） ・法人名称カナ（単件出力） ・法人番号の範囲指定（複数件出力） ・法人管理番号の範囲指定（複数件出力） ※同一番号で単件も可	実装すべき	実装すべき	―	―	EUCで代替可		法人索引簿よりもさらに出力項目を増やし、より詳細な情報を確認して運用に役立てたいというニーズがあり定義している。ただし、法人基本情報画面での確認やEUC機能によって対応することも可能。	③2025年までの実装 社「△…法人番号の範囲指定（複数件出力） どういうときに使用するのか運用が不明であり、要望もいただいたことありません。」	APPLICからの疑義事項（No.44）でも同様のご意見を頂戴しています。 『法人番号の範囲指定について、どのようなときに使用するのか運用が分からない状況です。 法人番号は市町村で管理している法人によりますが連番になる可能性は低く、法人管理番号（もしくは宛名番号）でも十分に運用が可能と考えます。 仮に実装した場合、活用いただけるのかが疑問です。 要望もいただいたことがないため、削除もしくは実装してもしなくてもよい機能への変更のご検討をお願いいたします。』	報告	法人番号の範囲指定機能については、事業者からのご意見を踏まえて削除とさせていただきたく思います。	
内部	74	課税台帳	法人ごとの申告課税の内容を掲載。	・法人名称（単件出力） ・法人名称カナ（単件出力） ・調定年月（単月の複数件出力） ・法人番号の範囲指定（複数件出力） ・法人管理番号の範囲指定（複数件出力） ※同一番号で単件も可	実装すべき	実装すべき	―	―	EUCで代替可		申告チェックリストよりも詳細な情報を出力する場合に使用する。画面の確認やEUC機能によっても目的を果たせることから、実装形式は問わない。	②現状の対応状況…５社未対応 帳票要件に未対応(現状では出力していない)１社 一部の出力項目に未対応３社 ・法人名称（単件出力） ・法人名称カナ（単件出力） ・調定年月（単月の複数件出力） ・法人番号の範囲指定（複数件出力） 理由未記載１社 ③2025年までの実装 製品C「△…法人番号の範囲指定（複数件出力） どういうときに使用するのか運用が不明であり、要望もいただいたことがない。」	APPLICからの疑義事項（No.44）でも同様のご意見を頂戴しています。 『法人番号の範囲指定について、どのようなときに使用するのか運用が分からない状況です。 法人番号は市町村で管理している法人によりますが連番になる可能性は低く、法人管理番号（もしくは宛名番号）でも十分に運用が可能と考えます。 仮に実装した場合、活用いただけるのかが疑問です。 要望もいただいたことがないため、削除もしくは実装してもしなくてもよい機能への変更のご検討をお願いいたします。』	報告	現時点で未対応の事業者についても2025年までの実装が概ね対応可能と見込まれているため、本要件は変更無しとする。 但し、法人番号の範囲指定機能については、事業者からのご意見を踏まえて削除とさせていただきたく思います。	
内部	75	連結子法人一覧表	連結子法人の一覧表。連結親法人も確認が可能。		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	―	―	EUCで代替可		-	実装してもしなくても良い帳票のため、事業者は未回答。	Github　No.265 『連結法人について、連結子法人までは管理せず、自身が連結親の法人であるというステータスを持っているという管理を行っている自治体が一定数ございます。連結親であるステータスのみ管理している法人は課税状況調などで連結法人としてカウントされます。 上記のような自治体が標準化対応のシステムに移行した場合、連結子法人の情報を持たない法人は連結子法人一覧表では抽出されないため、連結法人を一覧で確認したいというニーズを満たせません。 連結子法人のみの抽出でなければいけない理由がなければ、連結法人一覧表として、連結法人を確認できることという要件で定義いただけないでしょうか。』	報告	以下のとおり、帳票要件を変更します。 【旧要件】 帳票名称：連結子法人一覧表 帳票概要：連結子法人の一覧表。連結親法人も確認が可能。 **【新要件】** **帳票名称：連結法人一覧表** **帳票概要：連結法人の一覧表。連結親法人及び連結子法人の確認が可能。** ※通算法人対応あり	
内部	76	税理士関与法人一覧	税理士ごとに関与している法人の一覧表。税理士がマスタ管理されている場合を想定。		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	―	―	EUCで代替可		-	実装してもしなくても良い帳票のため、事業者は未回答。		報告	実装してもしなくても良い帳票として変更なし。	
内部	77	課税標準額通知データ突合リスト（未登録）	eLTAXから取り込んだ課税標準額通知データと突合した結果として、法人基本情報又は法人番号が未登録で紐づけできなかった法人の一覧。	・全件 ・通知年月	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	―	―	代替不可		-	実装してもしなくても良い帳票のため、事業者は未回答。		報告	実装してもしなくても良い帳票として変更なし。	
内部	78	課税標準額通知データ突合リスト（取込結果・不一致）	eLTAXから取り込んだ課税標準額通知データと突合した法人番号・発行番号・法人管理番号・法人名・申告区分・事業年度・突合結果・不一致個所などを表示するリスト。	・全件 ・不一致分 ・通知年月	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	―	―	代替不可		-	実装してもしなくても良い帳票のため、事業者は未回答。		報告	実装してもしなくても良い帳票として変更なし。	
内部	79	課税標準額通知データ未処理リスト	課税標準額通知データとの突合状況が「処理済」になっていない課税情報の一覧。法人管理番号、法人名、申告区分、事業年度、申告年月日などを表示する。	・申告区分別（確定／修正／更正／決定等） ・申告年月	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	―	―	EUCで代替可		機能要件2.3.10.に対応する帳票。課税標準額通知データが未受領で突合処理できていない課税情報の適正性を確認する等の業務を可能とする処理帳票として定義している。 なお、他の課税標準額通知データ突合の処理と異なり、取込→突合→結果出力という一連の流れとは独立して出力されるものであり、法人住民税システムに登録されている確定申告及び修正申告の課税情報の全件のうち、処理済となっているもの以外のものを抽出できれば足りることからEUCで代替することも可能とした。	実装してもしなくても良い帳票のため、事業者は未回答。		報告	実装してもしなくても良い帳票として変更なし。	
内部	80	申告一括処理結果（eLTAX連携）	eLTAX連携データを取り込み、取込処理できた申告、エラー・アラートとなった申告の法人名、事業年度、申告区分、エラー・アラート内容などを申告別に出力するリスト。	・申告年月日範囲指定 ・取込可能分 ・エラー分	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	―	―	代替不可		eLTAXデータを取り込んだ後に、取込可能なデータとエラーとなったデータ、取込可能だが注意すべきデータを振り分けて確認するための帳票である。 ただし、取込した申告データの確認は申告チェックリストその他の帳票でも対応可能であるため、エラー・アラートとなった申告書を特定して確認作業を効率的に進めることが可能な場合には、ペーパーレスの観点から、画面確認により代替することを可能としている。 この場合の画面確認とは、帳票を出力する場合と同等の運用ができることを前提としているため、法人ごとの申告書登録画面に展開せずとも、各種エラー・アラートとなっている申告書を一覧化して確認でき、エラー・アラート分を効率的に登録・更新することが可能な構成が必要となる。	実装してもしなくても良い帳票のため、事業者は未回答。		報告	実装してもしなくても良い帳票として変更なし。	
内部	81	申告一括処理結果	パンチ・OCRデータを取り込み、取込処理できた申告、エラー・アラートとなった申告の法人名、事業年度、申告区分、エラー・アラート内容などを申告別に出力するリスト。	・申告年月日範囲指定 ・取込可能分 ・エラー分	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	―	―	代替不可		eLTAXと同様に、パンチデータ・OCRデータを取込処理した場合の結果を出力することを定義している。なお、パンチ・OCRデータの取込は実装してもしなくても良い機能であるため、当該機能を実装する場合に限り、併せて実装することを想定している。	実装してもしなくても良い帳票のため、事業者は未回答。		報告	実装してもしなくても良い帳票として変更なし。	
内部	82	更正決定対象リスト	更正決定通知書を発送する法人の一覧表。 法人管理番号、法人名、対象の事業年度、更正後の法人税割・均等割額・合計額、差引税額、更正請求日、更正決定日などを出力。	・更正決定年月日範囲指定	実装すべき	実装すべき	―	―	EUCで代替可		更正決定決議を行う際に、決議文書に添付することを想定している。 全地方団体で更正決定決議は行うものの、詳細な決議内容は別の決議書で確認することが前提となることから、本帳票はその補完的な位置付けとなる。したがって、更正決定決議を行う対象件数などの最低限の内容があれば足りることから、EUC機能による対応でも可能とした。	②現状の対応状況…６社未対応 帳票要件に未対応(現状では出力していない)３社 一部の出力項目に未対応１社 理由未記載１社 ③2025年までの実装 「EUC等で対応可能で、仕様が明確になれば今後対応するか検討する。」	Github　No.267 『こちらの更正・決定・減免の一覧について、決議書または通知書と同時に発行する帳票だと想定しております。 疑義事項のタイトル「更正決定通知書の一括発行について」にて挙げておりますが、通常は通知日を指定して決議書・通知書を一括作成するのが一般的だと考えております。 出力条件に記載の「更正決定年月日範囲指定」について、通知日の指定と捉えても問題ありませんでしょうか。また、減免決議法人一覧について出力条件は空欄ですが、同様と捉えても問題ありませんでしょうか。』	報告	現時点で未対応の事業者についても2025年までの実装が概ね対応可能と見込まれているため、本要件は変更無しとします。 但し、N列の意見を踏まえて、以下のとおり用語を変更する。 【主な出力条件】 旧：更正決定年月日範囲指定 **新：更正決定の通知日**	
内部	83	除却法人一覧	除却登録を行った法人の一覧。 法人管理番号、法人名称、所在地、最新異動区分、除却年月日などを出力。	・除却年月日範囲指定	実装すべき	実装すべき	―	―	EUCで代替可		-	②現状の対応状況…６社未対応 帳票要件に未対応(現状では出力していない)３社 一部の出力条件に未対応１社 ・除却年月日 一部の出力項目に未対応１社 ・最新異動区分 理由未記載１社		報告	現時点で未対応の事業者についても2025年までの実装は対応可能として回答されているため、本要件は変更無しとする。	